

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和3年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	健康福祉部障がい者支援課
指定管理者	社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

1 施設名等

施設名	長野県西駒郷	住所	駒ヶ根市下平2901-7
		電話	0265-82-5271
		ホームページ	http://www.cek.ne.jp/~nishikoma/

2 施設の概要

設置年月	昭和43年4月	根拠条例等	長野県西駒郷条例
設置目的	知的障がい者の福祉を図ることを目的として、知的障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な介護、訓練その他の便宜を供与する。		
施設内容	障害者支援施設()内は指定事業所の定員 ・施設入所支援(107人) ・短期入所(併設型2室、空床利用) ・日中活動支援(生活介護(160人)、自立訓練(10人)、就労移行支援(6人)、就労継続支援A型(20人)、B型(54人) ・特定、一般相談支援事業		
利用料金	障害者総合支援法の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額		
開所日			
開所時間			

3 現指定管理者前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成16年度	直営(一部業務委託)	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成17年度～20年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成21年度～25年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成26年度～30年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	社会福祉法人長野県社会福祉事業団	指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)
選定方法	非公募		

5 指定管理料(決算ベース)

令和3年度(A)	令和2年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ) ※指定修繕料を除く
261,312千円	263,510千円	▲2,198千円	
	増減理由	介護給付費収入等の増	

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none">・利用者の利用に関する業務・利用者に対する法第5条第7項、第8項、第10項、第12項から第14項まで及び第19項から第23項までに規定する便宜の供与・利用者に対する法第5条第16項に規定する援助・施設及び設備の維持管理に関する業務
--

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:利用者数】

(単位:人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和3年度(A)	195	193	189	190	190	190	189	188	189	189	189	190	2,281
令和2年度(B)	195	195	195	194	195	194	195	195	194	194	193	194	2,333
(A)/(B)	100.0	99.0	96.9	97.9	97.4	97.9	96.9	96.4	97.4	97.4	97.9	97.9	97.8
増減要因等	利用者の死亡、他地域への移行など												

(2) 利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和3年度(A)	53,327	51,411	55,017	55,029	52,978	53,283	56,550	53,457	55,383	51,139	40,407	48,663	626,644
令和2年度(B)	54,383	52,702	57,010	56,643	53,731	54,835	57,953	52,702	55,753	55,439	49,452	58,379	658,982
(A)/(B)	98.1	97.6	96.5	97.2	98.6	97.2	97.6	101.4	99.3	92.2	81.7	83.4	95.1
増減要因等	新型コロナウイルス感染拡大によるサービス停止、短期入所の受入れ中止など												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における補足給付費の見直し(食費 入所:477円 ⇒ 482円 通所:270円 ⇒ 275円)

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和3年度(A):365日 令和2年度(B):365日		無	

(様式2)

(5) サービス向上のため実施した内容

- ・昨年度に引き続き、排泄ケアの充実を図るため、専門家を交えての実践的な研修を行った
- ・糖質を摂取してはいけない利用者さんのための制限食を栄養士を中心に開発をした
- ・利用者支援をより充実させるため、日中活動と生活支援の一体化を検討した

(6) その他実施した取組内容

- ・駒ヶ根市地域見守りネットワークに参加し、生産物を移動販売する折に、地域見守り活動を行った。
- ・宮田村の大久保区と緊急時の対応などの確認を行った。
- ・利用者の自主的な活動を促進するため、自治会を発足し、イベントの実施など定期的な活動を開始した。

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

利用者・家族の声

- ① 建物の改修をして欲しい
- ② 離れて暮らしているので、食事内容や入浴などの情報が欲しい
- ③ コロナの影響で直接会えない時期が長いので、LINE、Zoomを利用した面談をお願いしたい
- ④ 食事に嫌いなものが出て困る

対応状況

- ① 大規模な改修は難しいが支障が生じないように修繕を行って参ります。
- ② 広報誌や所属の部署からの通知などで情報発信をしていきたい。事前に申し込んでいただければ試食は可能です。
- ③ LINEでの面談は可能です。事前に連絡をいただき日程を調整させていただきます。
- ④ バランスの良い食事を心がけておりますので、好みにあった食事にするのは困難です。イベント食などで意向に沿った食事が提供できるように努めております。

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	・協定書、仕様書及び年度計画に基づき、施設の設置目標に沿った管理運営を実施。	・協定書、仕様書及び年度計画書に基づき、適正に運営が行われている。	B
平等な利用の確保	・市町村及び地域の相談支援事業所が実施する支援が必要な方のケース会議に参加することで現状把握とともに情報の共有を図っている。 ・現状の生活の継続が困難である方の入所(短期入所含む)の相談を受けた場合は、施設内調整会議において受け入れの可否を判断することで平等な利用の確保に努めている。	・開催されているケース会議に参加し、利用者の現状把握に努めている。 ・入所受け入れの可否について、個々の事情など施設全体で総合的に判断するようにしている。	B
利用者サービス向上の取組	・顧客満足度調査を実施し、概ね「満足」の結果が得られた。今後ともサービスの質の向上を図り、利用者へ提供していきたい。 ・昨年度に引き続き、排泄ケアの充実を図るため、専門家を交えての実践的な研修を行った ・糖質を摂取してはいけない利用者さんのための制限食を栄養士を中心に開発をした	・利用者等に満足度調査を実施するなど、サービスの向上に取り組んでいる。 ・排泄ケアの充実を図るため、専門家を交えての実践的な研修を実施するなど、質の向上を図っている。	A
職員・管理体制	・利用者(入所)に新型コロナに感染させないため、感染が拡大している期間に対応職員の分離など感染予防に努めた。	・新型コロナウイルス対策の感染予防策を講じることで、適切な支援が行えるよう努めた。	B
収支状況	・収入額: 950,887千円 ・支出額: 967,997千円 ・収支差額: -17,110千円	・概ね適正な収支状況である。	B
総合評価	仕様書や協定書に沿った質の高いサービスの提供に努めた。新型コロナ感染症の影響でイベント、各種研修会等が中止となってしまったが、利用者への支援の充実を図った	・概ね仕様書等に沿った適正な事業運営が行われている。	B

- <評価区分> A: 仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 B: おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 C: 仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D: 仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

(様式2)

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の高齢化、障がい特性に応じたサービスの提供と居室などの施設、設備の改修 ・質の高いサービスを提供できる組織体制の構築と専門性を有した職員の育成 ・人材確保 ・新型コロナウイルス感染症に適切に対応できる施設、設備及び必要な物品の確保と支援の方法の検討 ・築50年を経た施設の計画的改修、設備や備品の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が将来望む暮らしを実現できるよう引き続き努力する必要がある。 ・障がい特性に応じた適切なサービス提供ができるよう、人材育成と確保に引き続き取り組む必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症を発生させないよう、日頃から利用者の健康状態に留意し、職員のマスク着用、うがい手洗いの励行など適切な感染防止策の徹底をお願いしたい。 ・老朽化した施設、設備及び備品について、計画的に対応していく必要がある。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:令和3年12月23日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課
<p>1 利用者数に対して職員数が多すぎるため、一人一人の働き方を検証する必要がある。あり方検討会で議論されたような高齢障がい者や強度行動障がい等に対応できる支援者の育成等支援機能の強化を図るべきである。</p> <p>2 事業計画には、全県のセーフティネットの確保と障がい者福祉のモデル役とも掲げられている。全職員が同じ志で働けるよう、日々意識付けをしてほしい。</p>	<p>1 施設が分散していること、生活の場と日中活動の場を分けていること、地域移行に力を注いでいることなどから相対的に職員数が多いと思われる。効率的な運営と共に利用者へ適切なサービスを提供する体制について検討を進めて参ります。強度行動障がい者への支援力の向上を図るために先進地への派遣研修及び専門家を招いての所内実践研修を実施していく。</p> <p>2 組織目標を共有し、より良いサービス提供をめざす。</p>	<p>1、2 支援力を付けるための研修や、組織目標の共有などのサービスの向上のための取組を行っていく必要がある。</p>
<p>1 新型コロナウイルス感染症への対応として短期入所を一時停止したことにより、保護者の方々から不安・苦情が自治体に寄せられたということなので、危機管理体制については見直しが必要である。</p> <p>2 県下のセーフティネット機能を果たしていない。内部の入所調整会議も最後の砦としての意識が乏しく、自己保身的な選抜になっていないか検証が必要である。</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症の感染状況にもよるが、継続的にサービス提供ができるように努めていきたい。</p> <p>2 入所調整会議において、利用希望者及び居住する圏域の状況並びに利用するにあたっての当所の施設、設備などを含めた体制について総合的に勘案し利用を決めております。多くの利用希望が寄せられている状況を踏まえ、利用希望に添えるよう努めていく。</p>	<p>1 継続的なサービス提供のために、安全に配慮した運営が必要である。</p> <p>2 県立施設としてセーフティネット機能を果たすべく役割を認識し、地域とも連携し仕組づくりを検討していく必要がある。</p>

(様式2)

<p>1 強度行動障がい者への対応が大きな課題となっている。障がい者施設としてより充実した対応が行えるよう、入所者の障害特性に配慮した施設整備など、対応する職員へのより充実した処遇改善をしていくべきである。</p> <p>2 苦情委員会について、障がい者自身は不満や苦情の意思伝達が十分にできないため、本人に加え保護者等の代理人を交えた形での運営に変更し、県へ情報共有するという仕組みを作るべきである。</p> <p>3 研修機会が多いのに現場の支援力に反映されていない。研修に派遣された職員だけでなく、派遣されなかった職員もスキルアップできる仕組みをつくり、サービス向上につなげていくべきである。</p>	<p>1 施設整備については、今年度設計、来年度整備を予定している。処遇の改善については現在検討会を設け検討をしている。</p> <p>2 顧客満足度調査でご家族のご意見をお聞きし、意向に添えるよう努めていく。必要があれば保護者等を交えた意見聴取などを検討していく。</p> <p>3 支援現場での実践研修を積極的に取り入れていく。</p>	<p>1 強度行動障がいのある方の専用居室を整備し、機能強化を図っていく。</p> <p>2 施設運営の向上のため、保護者等との意見交換の場は必要である。</p> <p>3 実践研修などを通じて職員全体のスキルアップに努める必要がある。</p>
<p>1 非正規職員の数が正規職員を上回っている。優秀な職員確保のためには、非正規職員の正規職員化や、保有資格に応じた適正な手当支給、対応する入所者の障がいの程度に応じた特別手当の支給等、具体的な対策を考えていく必要がある。</p> <p>2 施設の老朽化が顕著であり、また、入所者の減少により未利用施設が放置されている。県において適切な対応が必要である。</p> <p>3 県と一体になって、構造改革を図るべきである。それができないなら、指定管理制度での運営を止めて完全民営化すべきである。</p> <p>4 職員のモラル向上研修として、例えば虐待防止研修など定期的に実施してほしい。</p> <p>5 派遣研修などは人材育成に欠かせないことから、職員体制の確保や経費的な支援は県も協力すべきである。</p>	<p>1 現在、職員全体の賃金、処遇に関しての検討会を設け検討を行っていく。</p> <p>4 職員の人権意識、支援力向上、モラル意識の向上を図るため、虐待防止委員会を始め機会をとらえて職員研修を行っていく。</p>	<p>1 優秀な職員確保のために、処遇の改善や適正な手当支給などの対策を検討していく必要がある。</p> <p>2 令和4年度以降、駒ヶ根側の未利用施設2棟の除却を進めるほか、施設の集約化を徐々に進めていく。</p> <p>3 西駒郷あり方検討会での議論を基に庁内で優先すべき機能の整理等を行ってきた。今後は、地域生活移行による利用者の減少を踏まえ、施設をコンパクトにしながら必要な機能を強化し、セーフティネットを補完する施設にしていく。引き続き、利用者、御家族や地域の福祉関係者とも意見交換しながら機能強化を図ってまいりたい。民間への移行については慎重な議論が必要と考える。</p> <p>4 職員のモラル向上のために、必要な職員研修を行っていく必要がある。</p> <p>5 人材育成に関して、西駒郷の重要な役割として位置付け、強化してまいりたい。</p>
<p>1 施設運営上の課題として設備の老朽化や職員確保の困難が掲げられていることから、適正な収支差額を確保できる範囲において、施設改修や職員の給与水準の引き上げ等、環境整備や処遇改善に予算を割くべきである。</p> <p>2 貸借対照表に建物、機械及び装置等の修繕費用等の一部を固定資産として計上しているが、不適切であることから適正に経理処理を行う必要がある。施設の設備を壊してしまう入所者が存在し、相当な頻度で修繕が必要になっていることから、施設の特異性を加味した予算措置や経理処理が必要である。</p>	<p>1 効率的な運営を行ない修繕費の確保するとともに大規模な修繕については県にその必要性を訴え、強く要望していく。処遇の改善については現在検討委員会で検討を進めていく。</p> <p>2 現在は修繕にかかる経費については資産計上を行っておりません。利用者の特性に対応した修繕費を確保できるように県に要望して参ります。また、利用者の行為による建物などへの物損に対応するため損害賠償保険への加入を進めていく。</p>	<p>1、2 施設の修繕等に必要な予算確保に努めていく。</p>

(様式2)

<p>1 施設の老朽化、職員の確保困難等、中長期的な運営という面で大きな課題がある。</p> <p>2 利用者に寄り添った運営にすべきである。</p> <p>3 セーフティネット機能を果たし、支援モデルになっていると言えない現状を早急に改善すべきである。</p>	<p>1 職員確保については1事業所では解決しがたいものがあるため、事業団全体の課題として対応していく。</p> <p>2 利用者の安全、安心を第一に利用者に寄り添った運営を心がけています。今後はより一層利用者の声に耳を傾け、利用者の立場にたつての運営を行っていく。</p> <p>3 全県のセフティネットとしての役割を果たすよう努めていく。</p>	<p>1、2 西駒郷の機能の強化を図る中で、入所者の高齢化への対応なども含め快適な生活環境の確保に努めていく。</p> <p>3 西駒郷あり方検討会の議論を基に、県立施設として必要な機能を強化し、セーフティネットを補完する施設にしていくよう努めていく。</p>
<p>1 今後の少子高齢化を考え合わせれば、入所者はより減少し、また、地域生活への移行を継続していけば、強度行動障がい者等、重度の障がいを抱える方々に集約化される傾向になると思われる。現在の施設を集約化し、現在よりも少ない入所者に対し、より専門化したスキルを有した職員で対応できるよう処遇改善と労働環境整備を行うべきである。そのために施設の建替えあるいは移転により集約化を行うべきである。</p> <p>2 経年劣化による大きな修繕費用等は県との協議事項になっているが、資金の填補は指定管理者独自ではできないので、この予算確保が問題になると思われる。</p> <p>3 職員配置、業務遂行について大改革を図り、小さな単位に事業を分割して民間法人に全面譲渡していくべきである。</p> <p>4 建設から50年経過した建物、設備の早期改善などの課題に早急に取り組んでほしい。また、民間への移行については、慎重な対応をしてほしい。</p> <p>5 上伊那圏域の障がい児受入れ施設が不足していることから、障がい者だけでなく障がい児の受入れを行っていただけるよう検討してほしい。また、計画相談事業所も不足していることから、西駒郷通所入所者以外の方についても、計画相談を受けてほしい。(障がい児の受入れ対応については県で回答します。それ以外について回答をお願いします。)</p>	<p>1 処遇改善については現在検討会を設け検討を進めている。</p> <p>2 大規模な修繕については設置者である県に強く要望していく。</p> <p>5 西駒郷利用者を中心に計画相談を行っている。上伊那圏域に相談支援を行なう事業者が少なく、相談員が受け持つ件数は多く、現状では新たに受け持つことは難しい。このことは上伊那圏域全体の課題であるので自立支援協議会などで検討していくよう要請をしていく。</p>	<p>1～4 西駒郷あり方検討会での議論を基に庁内で優先すべき機能の整理等を行ってきた。今後は、地域生活移行による利用者の減少を踏まえ、施設をコンパクトにしながら必要な機能を強化し、セーフティネットを補完する施設にしていく。引き続き、利用者、御家族や地域の福祉関係者とも意見交換しながら機能強化を図ってまいりたい。民間への移行については慎重な議論が必要と考える。</p> <p>5 障がい児の受入れについて、全県の状況を慎重に判断する必要があると考える。</p>